

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第三号中「、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ三以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病」を「、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群

をいう。）、プリオン病」に改める。

第十号から第十二号までを削る。

第九号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

第八号を削り、第七号中「注2」を「注3」に改め、同号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

第六号中「ハの注」を「ハの注のイ」に改め、同号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

第五号を第六号とし、第四号イ中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平

成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)」に改め、「及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第七十二号)別表第一老人医科診療報酬点数表(以下「老人医科診療報酬点数表」という。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の口の注1の厚生労働大臣が定める者

末期の悪性腫瘍しゅようの者

第十四号を次のように改める。

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

第二十八号中「イ(8)の注、ロ(8)の注及びハ(8)の注」を「イ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の十五号を加える。

四十 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の口の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

イ 初回加算(I)を算定すべき場合

次のいずれかに該当している場合

(1) 新規に居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

(2) 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
ロ 初回加算(Ⅱ)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は介護保険施設その他の施設への入所期間が三十日を超える場合であつて、退院又は退所（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注9に規定する所定単位数を算定する場合を除く。）に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行つており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設その他の施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めるところその他の連携を行った場合（同一の利用者について、六月以内に算定している場合を除く。）

四十一 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第

百二十七号) 別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

四十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等

第三号に規定する疾病等

四十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

第四号に規定する状態

四十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の口の注1の厚生労働大臣が定める者

第五号に規定する者

四十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の口の注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

第六号に規定する特別な薬剤

四十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注のイの厚

生労働大臣が定める特別食

第七号に規定する特別食

四十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のへの注の厚生労働大臣が定める期間

当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの期間（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）

四十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のホの注の厚生労働大臣が定める期間

前号に規定する期間

四十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)(二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

五十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十三 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十四 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

第二十七号を削り、第二十六号中「イの注7、ロの注5及びハの注4」を「イ(1)及び(2)の注9、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)及び(2)の注6」に改め、同号を第三十八号とし、第二十五号を第三十六号

とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのル(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十三号及び第二十四号を削り、第二十二号中「イ及びロの注5」を「イ及びロの注10」に改め、同号を第三十五号とし、第二十一号中「チの注」を「リの注」に改め、同号を第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第二十七号に規定する入所者

三十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める者

第二十八号に規定する者

第二十号を削り、第十九号中「注8」を「注12」に改め、同号を第三十一号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十六号中「イ(5)(二)」を「イ(7)(二)」に改め、同号イ中「老人医科診療報酬点数表」を「医科診療報酬点数表」に改め、「(同部において医科診療報酬点数表の例によることとされている

診療のうち次に掲げるものを含む。）」を削り、同号(1)(-)中「言語聴覚療法」を「脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）」に改め、同号イ(2)(-)を次のように改める。

(-) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡じょくそうに係るものを除く。）を除く。）
- b 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）
- c 重度褥瘡処置
- d 老人処置
- e 老人精神病棟等処置料
- f 爪甲除去（麻酔を要しないもの）
- g 穿刺排膿後薬液注入
- h 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置
- i ドレーン法（ドレナージ）
- j 頸椎、胸椎又は腰椎ついでん穿刺
- k 胸腔くう穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）
- l 腹腔くわく穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）
- m 喀痰かくたん吸引

- n 干涉低周波去痰器による喀痰排出かくたん
- o 高位浣腸かん、高圧浣腸、洗腸
- p 摘便
- q 腰椎麻酔下直腸内異物除去
- r 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
- s 酸素吸入
- t 突発性難聴に対する酸素療法
- u 酸素テント
- v 間歇的陽圧吸入法けつ
- w 体外式陰圧人工呼吸器治療
- x 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
- y 非還納性ヘルニア徒手整復法
- z 痔核嵌頓整復法じ（脱肛を含む。）かんとん
- 第十六号イ(2)(二)中「救命処置」を「救急処置」に改め、同号イ(2)(二)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、aの次に次のように加える。
- b 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法

第十六号イ(2)(三)に次のように加える。

c イオントフォレーゼ

d 臍肉芽腫切除術

第十六号イ(2)(四)中cをdとし、aの次に次のように加える。

b 後部尿道洗浄（ウルツマン）

第十六号イ(2)(六)中cをdとし、同号イ(2)(六)b中「(多数)」を削り、同号イ(2)(六)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 義眼処置

第十六号イ(2)(七)a中「、簡単な耳垢^こ栓除去及び片耳帯」を「及び簡単な耳垢^こ栓除去」に改め、同号

イ(2)(七)d中「喉頭^こ処置」を「関節喉頭鏡下喉頭処置」に改め、「及び口腔・咽頭処置」を削り、同号

イ(3)(三)中「手若しくは指又は足若しくは指の範囲」を「百平方センチメートル未満」に改め、同号イ

(3)中(九)を(十)とし、(六)から(八)までを(七)から(九)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 風棘手術

第十六号イ(4)(一)中「静脈麻酔」の下に「、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔」を加える。

第十六号を第十八号とし、同号の次に次の十二号を加える。

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に歩行が困難な者

(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に起きあがり困難な者

(二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者

(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(一) 日常的に立ち上がり困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

ロ 平成十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2

に掲げる種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

二十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注10の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる業務のいずれかを行う者又はこれらに準ずる者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注12の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者

イ 看取り介護加算(Ⅰ)を算定すべき入所者

(1) 次の(一)から(三)までのいずれにも適合している入所者

(一) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(二) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

(三) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

(2) 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者

ロ 看取り介護加算(Ⅱ)を算定すべき入所者

(1) イの(1)に該当する入所者

(2) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関において死亡した者

(3) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関に入所又は入院等した後も、

当該入所者又は入院患者の家族に対する指導や当該介護保険施設その他の施設又は医療機関に対する情報提供等が行われている者

二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力の注の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる要件を満たす者

イ 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。

ロ 要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること。

二十九 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十三号に規定する者

三十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

第二十四号に規定する者

第十五号中「ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注」を「ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及

びホ(5)の注」に改め、同号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者

第十四号に規定する者

第十四号の次に次の一号を加える。

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(3)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者
難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時
看護師による観察を必要とするもの